

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課			
				問い合わせ先	0568-44-0321			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人まみずの里 はじめ2団体		代表者名	理事長 田中満 ほか			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成25年度	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者の居宅生活を支援するため、障害者総合支援法に定める短期入所の利用を促進し、重症心身障害児等とその家族の福祉の向上を図るため						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算			
		608,000 円	555,000 円	874,200 円	600,000 円			
		(321,000 円)	(277,500 円)	(437,100 円)	(301,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		生活援助に係る運営費を交付。交付対象事業所は、利用定員が20人以下かつ住居の利用定員が9人以下の事業所で、交付対象日はサービスの提供実績がある土日祝日等。 補助率 県1/2・市1/2(予算の範囲内) 障害支援区分4～6 2,210円/利用者1人1日 障害支援区分3以下 1,255円/利用者1人1日						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—				
		うち補助事業全体の経費		4,446,600 円				
		うち補助対象経費		4,446,600 円				
		補助対象経費の内訳		総事業費(2事業所)				4,446,600 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助率 県1/2・市1/2 短期入所のみ利用 3,700円/利用者1人1日 日中活動系サービス併用 1,700円/利用者1人1日				
		補助限度額		未設定				
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	利用実績に基づき交付			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者の居宅生活を支援するため、障害者総合支援法に定める短期入所の利用を促進し、重症心身障害児等とその家族の福祉の向上を図ることができた。						
その他参考事項		愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱の基準により市要綱で補助(補助率:県1/2、市1/2 予算の範囲内)						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—		

※平成29年度の実績に基づき作成しています。